

台風、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等非常時における週末教育事業の実施について

1 「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」、「南海トラフ地震臨時情報」発表や解除の状況による週末教育事業の実施の有無について

○午前中に実施する講座について

	「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」の発表と解除状況	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）・（巨大地震警戒）の発表と解除状況	講座実施の有無
①	午前8時までに「伊賀」、又は「名張市」において、暴風警報等が解除された場合	午前8時までに南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除（調査終了）された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されている場合 [注]	講座は 実施 します。
②	午前8時を過ぎても「伊賀」、又は「名張市」において、暴風警報等が継続して発表されている場合	午前8時を過ぎても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が継続して発表されている場合	講座は 中止 します。
③	午前8時から講座開始時刻までの間に「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報等が発表された場合	午前8時から講座開始時刻までの間に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	講座は 中止 します。
④	講座開始後に「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報等が発表された場合	講座開始後に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	直ちに中止 します。 (直ちにお迎えをお願いします。)

[注] 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されている場合、注意対応をとりながら実施しますが、発生した地震の被害や地震関連情報等の状況に応じて、中止の判断をすることがあります。

○午後から実施する講座については、午前8時→午前11時と読み替えます。

2 大雨、大雪等の状況による週末教育事業の実施の有無について

○警報の発表に関係なく、状況によって判断します。中止と判断した場合は、届出連絡先に電話連絡をします。

3 弾道ミサイル発射にかかる「全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達の状況による週末教育事業の実施の有無について

(1) 「日本(三重県以外)の上空を通過した場合」及び「日本の領海外の海域に落下した場合」

・週末教育事業は**予定通り実施**します。Jアラートによる情報を確認した上で、交通状況等の情報を収集し、安全を確認しお越しく下さい。

(2) 三重県の上空を通過した場合

・週末教育事業は原則**予定通り実施**します。児童生徒等への対応等、各家庭で何らかの対応が必要になることも想定されることから、週末教育事業を受講するか否かについては、各家庭でお決めください。なお、週末教育事業を欠席する場合は教育センターに連絡してください。

(3) 日本領土に落下した場合

・週末教育事業は**中止**します。

4 その他

○中止となった週末教育事業の代替講座は基本的にありません。

○代替え講座を実施する場合は、後日申込者に連絡します。